

2026年度(令和8年度)の税制改正提言

2025年9月
公益社団法人リース事業協会

1. 大胆な投資促進税制へのリース適用【国税】

- 企業にとって、リースは欠くことができない設備投資の方法であり、創設が検討されている「大胆な投資促進税制」にリースを適用すること。

2. 設備投資減税の延長【国税】

- 適用期限(2026年3月31日まで)を迎える設備投資減税制度について、脱炭素の促進及び地域経済を活性化するために必要な制度であり、適用期限を延長すること。
 - ① カーボンニュートラルに向けた投資促進税制
 - ② 地方拠点強化税制
 - ③ 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除
 - ④ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別税額控除
 - ⑤ 特定復興産業集積区等において機械等を取得した場合の税額控除制度等

3. 日本・アイルランド租税条約の改正【国税】

【所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約】

- 1974年に締結された日本・アイルランド租税条約の「使用料」の定義を最新のOECDモデル租税条約(2017年)に合わせること。

4. 国内線に就航する航空機に係る固定資産税特例措置の適用期限延長【地方税】

- 本制度の適用期限(2026年3月31日まで)を延長すること。

5. 新たに創設される設備投資減税へのリース適用【国税・地方税】

- 新たに創設される設備投資減税(国税・地方税)について、リース取引により導入する設備を対象とすること。

以上